



2018年12月14日

排出量取引における法的注意事項

森・濱田松本法律事務所

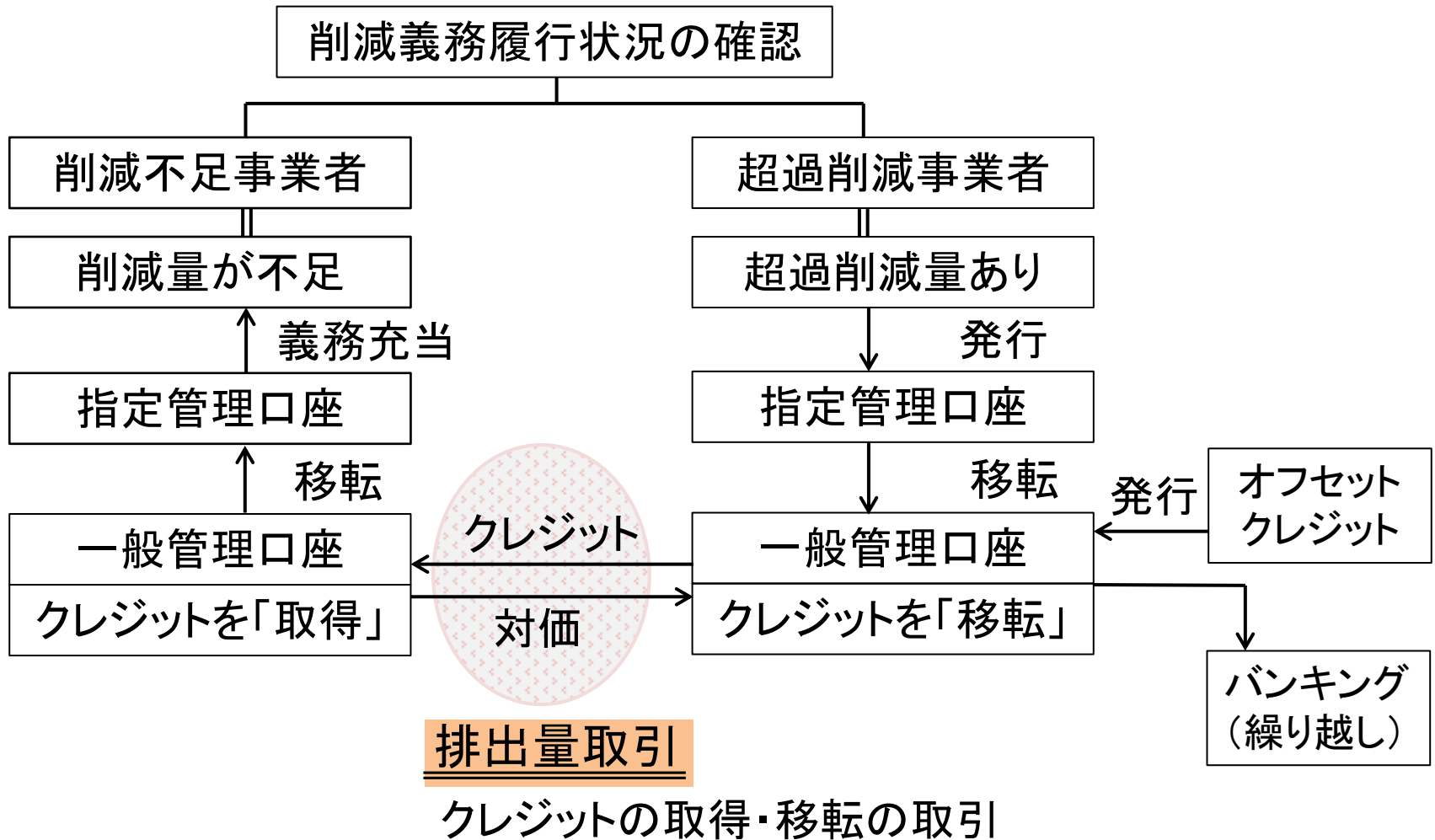
弁護士 荒井 正児



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

1 排出量取引の概要



2 排出量取引と契約

(1) 排出量取引 売主・買主による契約(＝合意)に基づき行われる取引



排出量取引にあたっては、契約行為が必要

(2) 都条例であらかじめ決められていること

- 取引の対象 「一般管理口座」に記録されている「クレジット」
※ クレジットの種類は、5種類
(超過削減量、都内中小クレジット、再エネクレジット、都外クレジット、埼玉連携クレジット)
- 取引の実行完了 クレジットの移転のためには、合意に加え、削減量口座簿上での振替手続が必要(削減量口座簿上での移転記録(完了)が効力発生要件)

2 排出量取引と契約

(3) 当事者間で自由に合意(決定)できること

- 取引相手(契約相手)
- 取引価格
- その他の取引条件(例示)
 - 代金支払(時期、方法)
 - 契約違反の場合の措置(解除＋原状回復、損害賠償)
 - クレジットの瑕疵が判明した場合の措置

3 排出量取引における契約の基本要素－(1) 契約相手

(1) 契約相手の選定(誰から購入するか、誰に売却するか)は自由

(2) 取引相手となりうる者

売主: クレジットの保有者(超過削減事業者等)(※1)、または仲介事業者(※2)

買主: 削減不足事業者、または仲介事業者(※2)

※1 クレジットの保有者(超過削減事業者等)

- ・ クレジットの帰属は、削減量口座簿の記録によって決まる(都条例5条の20)

※2 仲介事業者

- ・ 売却(or購入)依頼を受けたクレジットについて、買主(or売主)を探し、売主・買主間のクレジットの移転を仲介する事業者
- ・ 売主・買主間の取引を媒介する方式、または自らが売主または買主となって取引に介在する方式が想定しうる

3 排出量取引における契約の基本要素－(1) 契約相手

(3) 取引相手(購入先)の選定プロセス

見積依頼先の選定(一例)

- 見積受付登録事業者として削減量口座簿に掲載されている者
- 東京都主催のマッチングフェアへの出展者(仲介事業者)
- その他



見積依頼



見積内容の確認(主として、価格、数量、契約時期)



取引内容(その他の契約条件)の調整

3 排出量取引における契約の基本要素－(1) 契約相手

(4) 取引相手選定上の留意点

➤ 取引相手の信用(経済的、社会的信用)の調査

- 過去実績
- 見積受付登録の利用の有無
- 東京都主催のマッチングフェアへの出展の有無

※ ただし、見積受付登録事業者も東京都による信用性等の審査を経た者ではない

※ 仲介事業者にも公的な資格等はない

➤ クレジット保有者から直接購入する場合

取引の対象となるクレジットの保有状況を確認することも考えられる
⇒ 「削減量口座簿記録事項証明書」を依頼する

3 排出量取引における契約の基本要素－(1) 契約相手

- 仲介事業者から購入する場合
 - ・ 仲介事業者は、契約後に、クレジットを保有者(原売主)から調達して、それを買主に売却する
 - ・ 契約時点では、クレジットを保有する状況ではなく、クレジットの調達、売却の確実性を確認

3 排出量取引における契約の基本要素

一(2) 目的物・数量

- 契約の目的物 = クレジット(超過削減量及びオフセットクレジット)
- クレジットの特定方法
 - ⇒ 無体物であるため、どのような要素で目的物・数量を特定するか

① 総量指定方式

- ・ 移転させるクレジットの種類及び数量を指定する方式
- ・ この場合、シリアル番号(クレジット1t-CO₂ごとに付される番号)が小さい方からその量分だけ移転する

② シリアル番号指定方式

- ・ 移転させるクレジットのシリアル番号を指定する方式

※ 売買数量の単位は、1t-CO₂

3 排出量取引における契約の基本要素

一(2) 目的物・数量

➤ クレジットが取引対象(財物)として扱われる時点

⇒口座名義人の「指定管理口座」から「一般管理口座」へ移転した時点

- ① 指定管理口座に記録されるクレジット等
行政上の義務履行にかかる記録(数値)であり、口座名義人の財産とは認識されない
⇒ 「一般管理口座」に移転させた上で契約するか、契約上で「一般管理口座」への移転を義務付ける
- ② 一般管理口座に記録されるクレジット等
口座名義人の財産と認識される

3 排出量取引における契約の基本要素－(3)取引価格

- 当事者間の交渉、合意によって自由に決められる
- 価格の参考情報として、
 - ① 都の調査による査定価格
 - ② 都が供給したオフセットクレジットの販売価格
 - ③ 複数の事業者からの見積価格 等

3 排出量取引における契約の基本要素

—(4)その他の取引条件

(1)クレジットの振替・代金決済手続についての規定

- 売主の義務:クレジットの振替申請義務+移転実行義務
 - ※ この取引の特殊性として、クレジットの移転には、売主による①振替申請、②移転実行のため削減量口座簿システムの操作が必要
 - ※ 仲介事業者が売主となる場合には、クレジットの調達義務を追加することもある
- 買主の義務:対価の支払義務
- 権利移転(売主の義務)と対価の支払(買主の義務)との先後関係をどのように設定するかがポイント ⇒ 「移転実行」の操作と対価支払とは同時履行が望ましい

3 排出量取引における契約の基本要素

—(4)その他の取引条件

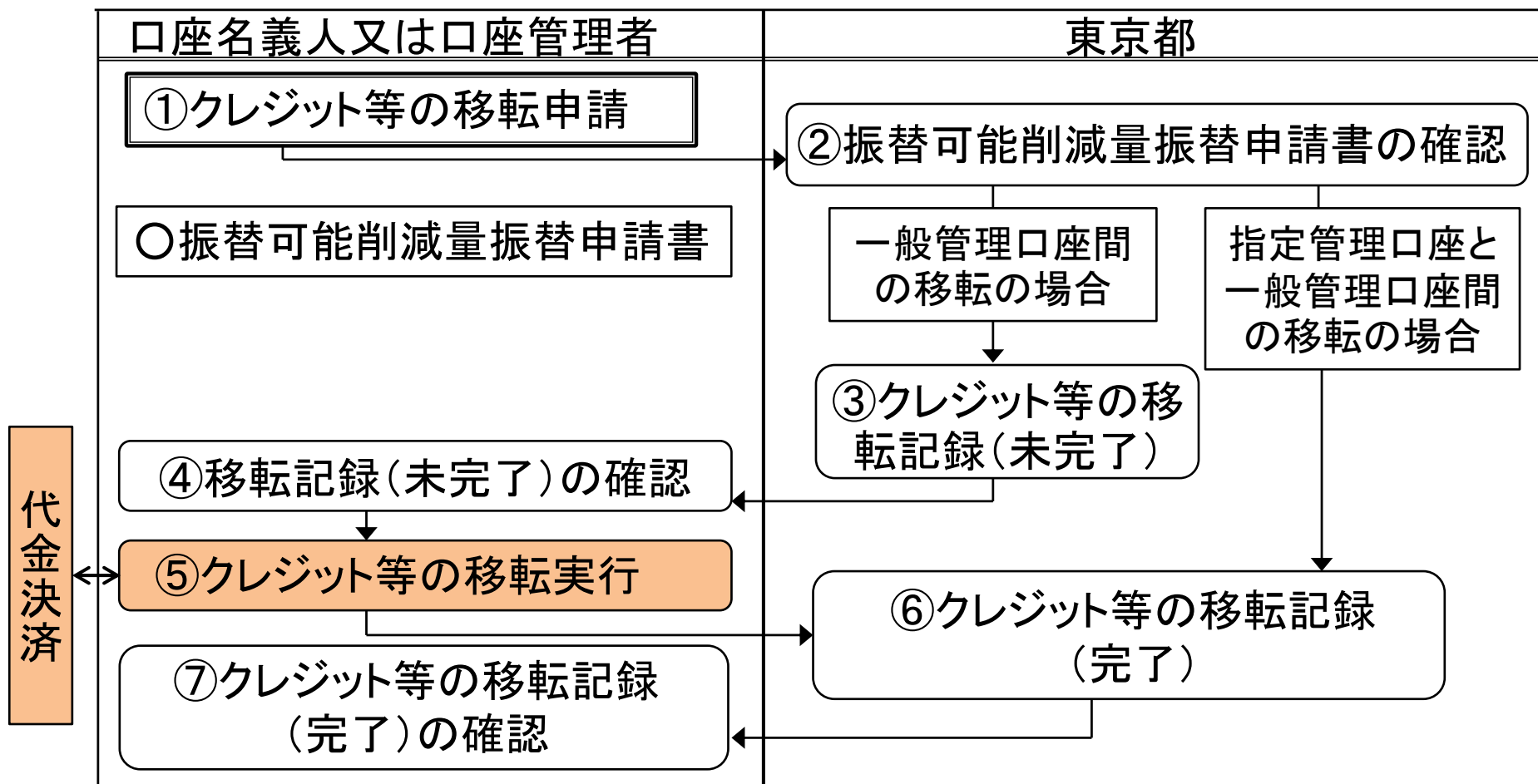
(2) 契約違反の場合の措置

- 解除＋原状回復
解除に加え、クレジットの取戻しの措置についても定める
- 損害賠償

(3) クレジットの瑕疵が判明した場合の措置

- クレジットの発行、移転手続等に虚偽申請があり、移転したクレジットの全部又は一部の移転記録が抹消された場合における解除、損害賠償、代金減額等について定める

4 クレジットの振替・決済手続



5 契約後のトラブル対応

ケース1：虚偽の申請に基づきクレジットを発生させた上で取引したことが判明

- 売主の振替口座簿に記録がされていたとしても無効であり、知事の職権により抹消される可能性がある（都条例5条の23第2項）
- ただし、買主が抹消事由の存在について悪意または重過失なく振替を受けた場合には、記録を信頼して取引した買主は保護される（都条例5条の23条第1項）
- この場合に備え、契約上に、クレジットの瑕疵が判明した場合の措置を定めることが考えられる

5 契約後のトラブル対応

ケース2: 契約に従った義務の履行をしない

(1) 対価を支払わない

① 代金支払請求

② 契約を解除し、移転したクレジットを取り戻す

- ただし、解除の通知だけではクレジットは売主の口座に復帰しない
- 売主の口座に戻すためには、移転先である買主が売主の口座にクレジットを移転させる振替申請を行う必要あり
 - 買主が振替申請を行わない場合
 - ⇒ 売主は訴訟によって振替申請を命じる確定判決を得て、同判決書等を提出することによって代替可能(都規則)
 - 解除時点で義務充当されていた場合
 - ⇒ なお取戻し可能
 - 解除時点で第三者に転売されていた場合
 - ⇒ 取戻し不可能

5 契約後のトラブル対応

(2) クレジットを移転しない

① 移転を強制的に実現する

- 売主が振替申請を行わない場合は、買主は訴訟によって振替申請を命じる確定判決を得て、同判決書等を提出することによって代替可能(都規則)

② 契約を解除し、支払った代金の返還を求める

- ただし、代金回収のためのクレジットの差押えは現実的には困難



ご清聴ありがとうございました。

森・濱田松本法律事務所
弁護士 荒井 正児
(ご質問・ご連絡先)
電話: 03-5223-7764
email: masaru.arai@mhmmjapan.com